

大牟田市表彰条例施行規則

平成 14 年 7 月 1 日規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大牟田市表彰条例(平成 14 年条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰該当者の報告)

第 2 条 市の機関に設置される課(相当するものを含む。)及び事務局の長は、毎年度の 3 月末日において、条例第 3 条各号に該当するものについては功績調書(様式第 1 号・様式第 2 号)により、条例第 4 条各号に該当するものについては善行者調書(様式第 3 号・様式第 4 号)により市長に報告するものとする。

(在職年数等の計算)

第 3 条 条例第 3 条第 1 号から第 6 号までに規定する在職の年数(以下「在職年数」という。)の計算については、次の各号に定めるところによる。

(1) 在職年数は、その職に就いた日の属する月から起算し、その職を離れた日の属する月までの月数を年に換算する。この場合において、6 月以上の端数は 1 年とし、6 月未満の端数は、切り捨てる。

(2) 再度同一の職に就いた者の前後の在職年数は、これを合算する。

(3) 2 以上の職を兼ねた者に係る在職期間については、それぞれ一の職に就いた期間について、前 2 号の計算を行う。

(4) 条例第 3 条第 2 号及び第 3 号に規定する職について、これらの同一の号に定める各職に就いたことのある者に係る当該各職の在職年数は、これを合算する。

2 条例第 3 条第 7 号から第 11 号までの規定のいずれかに該当するものについてその職等に係る年数を計算する場合は、前項第 1 号から第 3 号までに定めるところによる。

(表彰の制限)

第 4 条 条例第 3 条各号(第 11 号を除く。次項において同じ。)のいずれかに該当して同条の表彰を受けたものは、重複してこれを表彰しない。

2 条例第 3 条各号の複数の号に該当するものは、同条各号のいずれかに該当して表彰するものとする。

3 条例第 3 条及び第 4 条の規定に該当するものであっても、当該個人又は団体の代表者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合は、これを表彰しない。

(1) 刑事事件に関し現に起訴されている者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。

4 前項に定めるもののほか、条例第 3 条及び第 4 条の規定に該当するものであっても、その名誉を汚す行為がありこれらの規定の表彰をすることが不適當であると認められる場合は、これを表彰しない。

(大牟田市表彰審査委員会)

第 5 条 表彰を受けるものを選考するため、大牟田市表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員は、市職員のうちから市長が指名する。

3 委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

2 条例付則第 2 項の規定により行う平成 14 年度分の功労者表彰及び善行者表彰については、この規則の規定を適用して行うものとする。

付 則

この規則は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

様式(省略)